

知的財産推進計画 2010 骨子

平成 22 年 3 月 30 日

知的財産戦略本部

1. 目的

- 日本の技術力は多くの分野で依然として世界最高水準だが、そのことが日本の産業の国際競争力に必ずしも結びついていない。これは国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、それだけではなく、画期的なビジネスモデルや、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになったためである。すなわち「知を使う知」の競争が熾烈になってきたのである。
- 戦略的な国際標準の獲得と活用を巡っては、米国・EU のみならず、中国やインドといった急速に成長する新興国を巻き込んだ戦略的な展開が、我が国の政府および企業にとって不可欠となっている。
- 今後世界的な成長が期待され、日本が優れた技術を有する特定戦略分野（例：「環境・エネルギー（グリーン・イノベーション）」、「医療・介護（ライフ・イノベーション）」）で、戦略的な国際標準の獲得や知的財産の活用、イノベーション創出を阻む要因の解消を通じ、国際競争力を向上させるためのオール・ジャパンの戦略を推進する。
- また、技術力と並んで日本が強みを持つ文化力（表現力）は「クールジャパン」として世界から評価されているが、産業面でその潜在力を発揮しておらず、ソフトパワーを生かし切れていない。デジタル化・ネットワーク化の進展に伴うデジタルコンテンツの重要性の高まりも踏まえ、成長産業として国際展開を推進するとともに、他産業とも連携して波及効果を発揮していく。
- さらに、こうした個別産業の施策を支えるべく、産業横断的な施策として人材育成、知財制度の改善、産学官がイノベーションの出口イメージを共有して共創する場の構築を実行する。これらを通じ、技術力（ものづくり力）と文化力（表現力）の総合力を活かす知財戦略を構成する。
- 今回の知的財産推進計画は、過去の計画の延長上にあるのではなく、今後の日本の産業の国際競争力強化のための中枢に位置づけ、成長戦略と連動し、科学技術政策、情報通信技術政策と一体化してスピード感を持って推進する。

2. 3本柱と目標

知的財産推進計画2010では、政府の成長戦略と連動し、特定戦略分野の国際競争力を向上するための戦略的な国際標準の獲得を通じた競争力強化を推進し、日本のコンテンツ強化を核とした成長戦略を展開し、知的財産マネジメントを産業横断的に強化する。

(1) 特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

- 今後、世界的な成長が期待され、日本が優れた技術を有する特定戦略分野に選択と集中を行い、最重要な●分野について国際競争力強化につながる国際標準の獲得や知財活用を行うための知的財産マネジメントを推進する。その一環として、特定戦略分野について、米国・EUのみならず、アジア諸国との戦略的なパートナーシップ連携策を2010年度中に策定する。

(2) コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

- 日本のコンテンツの海外展開を促進し、国際競争力を高めるべく、コンテンツの官民ファンドの形成、国際共同制作の推進、世界の優秀なコンテンツ人材が集まる高等教育の拡充、モバイル放送をはじめとする新たなメディアの整備を行う。同時に、日本のコンテンツの普及を妨げているアジア諸国の規制撤廃を働きかけ、コンテンツ産業に深刻な損害を与えているアクセスコントロール回避に対して規制を強化する。
- デジタルコンテンツやサービスの開発・提供を活発化するために、デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに新たな電波の有効利用を進める。

(3) 知的財産の産業横断的な強化策

- 特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。
- さらに、ベンチャー・中小企業や、大学・公的研究機関による知的財産の活用を大幅に増やすべく、料金の低額化、出願要件の緩和、ユーザーの利便性向上に資するべく特許制度の見直しを進め、さらに多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備する。
- 国際的には、日米欧韓中を中心に各国における特許審査結果の実質的相互承認に向けた取組を進めるとともに、出願手続の統一及び簡素化のための制度整備を行う。また、模倣品・海賊版による被害を減少させるための世界的な条約（ACTA）の交渉を2010年中に妥結する。

3. 重点施策

※ 以下、「短期」は1～2年、「中期」は3～4年で実施する事項。

(1) 特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

- 特定戦略分野における国際標準化ロードマップを含む競争力強化戦略をオール・ジャパンで2010年度中に策定し、逐次速やかに実行する。また、米国・EUのみならず、アジア諸国と連携し、国際標準獲得に寄与する国際的なパートナーシップのもとで共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。特定戦略分野として、「環境・エネルギー（グリーン・イノベーション）」と「医療・介護（ライフ・イノベーション）」を中核に、今後世界的な成長が期待され、日本が優れた技術を有する●分野に選択と集中を行う（具体例：スマートグリッド、電気自動車、水関連技術、生活支援ロボット、鉄道）。（短期・中期）
- これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、フォーラム標準を含め、国際標準化活動の総合的支援を行う。（短期）

(2) コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

- コンテンツの海外展開、海外流通経路の確保、海外への情報発信を支援すべく、官民共同ファンドの早急な形成や支援措置を講じるほか、税制面での支援の在り方を検討する。（短期・中期）
- 地上波日本ドラマ禁止、ゲーム機販売規制といった、諸外国におけるコンテンツ規制の撤廃を強く働きかけ、実現する。（中期）
- コンテンツ版 COE の形成支援、デジタル教科書を始めとする情報通信技術の教育への活用、制作機会の創出推進、一流のクリエイターの小中学校への派遣やコミュニケーション教育活動の推進を通じ、人材育成と海外からの人材集積の基盤を形成する。（短期・中期）
- モバイル放送、デジタルサイネージをはじめとする新たなメディアを整備し、デジタルコンテンツ・サービスの開発・提供を活発化するため、デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用をはじめとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に策定する。（短期）
- デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題（保護期間、補償金制度の在り方を含む）について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。（中期）
- インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入やアクセスコントロール回避規制

の強化を内容とする改革案を 2010 年度中に策定する。（短期）

- 「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する国際的な場を創出する。（短期）

（3）知的財産の産業横断的な強化策

- 特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取り組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。（短期）
- ベンチャー・中小企業に対する特許関係料金の減免制度を拡充する。また、特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策（例：「特許パック料金制度」（特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度））やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010 年度中に結論を得る。（短期）
- 事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を 2010 年から全国に整備する。（短期）
- 既存の研究拠点における研究設備の硬直的な運用や知的財産の取扱いを改革し、複数の企業、大学や公的研究機関がそれぞれの研究リソースをもってイノベーションの出口イメージを共有して共同研究（共創）する場を構築する。（中期）
- 研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。（短期）
- イノベーションの基盤を整備する観点から、特許の活用促進や大学を含めた幅広いユーザーの利便性向上に資するべく特許制度を見直す（例：ライセンス制度の利便性向上、大学・研究者にも容易な出願手続）。（短期）
- 特許審査結果の実質的な国際相互承認を目指し、日米欧韓中間において各庁の審査結果を共有するシステムの構築、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化により、ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。さらに、各国で異なる出願手続の統一及び簡素化を目的とする特許法条約への加盟を視野に入れ、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。また、日本のイニシアチブにより、東アジア地域における植物品種保護制度の共通基盤を整備する。（短期・中期）

- 模倣品・海賊版による被害を減少すべく、2010 年中に模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の交渉を妥結し、締結後に加盟国を拡大するとともに、侵害発生国・地域の政府に対し、模倣品・海賊版対策の強化を働きかけ、世界大に保護の輪を広げる。（短期・中期）

4. 推進計画

- 知的財産戦略本部では、本骨子を基に議論をさらに深め、本年5月を目途に「知的財産推進計画2010」を策定する。同計画は、具体的な取組のスケジュール、担当府省を明記した工程表を含むものとする。

5. 詳細施策

（別添参照）

※ 以下、「短期」は1～2年、「中期」は3～4年で実施する事項。

	具体的な取組	概要	担当府省
I. 特定戦略分野における国際標準の獲得			
1	戦略分野におけるロードマップの策定(短期・中期)	特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を確実に実行する。	経済産業省 総務省 国土交通省 厚生労働省 環境省
2	知財の創出・保護と標準化の一体的推進(中期)	問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。	経済産業省 総務省 国土交通省
3	アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築(短期・中期)	アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米国・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。	経済産業省 総務省 国土交通省
4	アジア地域の標準化組織的な取組(中期)	アジア地域における標準化とその的確な認証に向けて組織的に取組む。	経済産業省 総務省 国土交通省
5	フォーラム標準を含む総合的な支援(短期)	これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省
6	国際標準化活動の専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。	経済産業省 総務省 国土交通省
7	標準化に関する検定制度の創設(中期)	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。	経済産業省 総務省
8	産業界の意識改革の促進(短期)	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。	経済産業省 総務省 国土交通省
9	公正な評価方法の研究・国際標準化の支援(短期)	公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省
10	規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省 総務省 国土交通省 環境省
II. コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進			
1	海外展開資金を供給する仕組みの創設(短期・中期)	海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ制作への投資を促すため、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省 総務省
2	海外における流通経路の確保(短期)	アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。	経済産業省 総務省
3	国際共同制作促進の支援(短期・中期)	国際共同制作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。	経済産業省 総務省
4	国際共同制作協定の締結(中期)	アジア諸国を始めとした国との国際共同制作協定を締結する。	外務省 経済産業省
5	大型映画の撮影誘致の促進(中期)	大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。	経済産業省 警察庁 国土交通省

6	国内外のイベントを活用した総合的発信(短期)	コ・フェスタ(映画祭やゲーム、ドラマその他のイベントを総合的に開催)の実施を始めとして、国内外の有名イベントを活用し、コンテンツ、ファッション、観光を始めとする日本の魅力を総合的に発信するとともに、海外からのユーザー招聘や海外における日本語教育の充実を通じて日本のコンテンツ人気の裾野を拡大する。	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 外務省
7	海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期)	ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。	経済産業省
8	諸外国におけるコンテンツ規制の緩和(中期)	地上波における日本ドラマの禁止や外国製ゲーム機販売規制・ゲーム流通規制や映像の外国枠の数量規制といった、諸外国におけるコンテンツ規制の緩和を強く働き掛け、実現する。	外務省 総務省 文部科学省 経済産業省
9	教育コンテンツのデジタル化(中期)	教育コンテンツのデジタル化(デジタル教科書及びその他教材を進める。	文部科学省 総務省
10	地域発コンテンツ製作支援の強化(短期)	観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。	総務省 国土交通省 経済産業省
11	NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期)	多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。	総務省
12	コンテンツ版COEの形成促進(中期)	コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエイターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence))の形成を促進する。	文部科学省 経済産業省 総務省
13	海外のクリエイターとのネットワーク構築(短期)	世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。	文部科学省 経済産業省 総務省
14	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期)	アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。	経済産業省 総務省
15	アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期)	アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。	経済産業省
16	デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期)	ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。	文部科学省
17	一流クリエイターの学校訪問による創造活動の充実(短期)	一流のクリエイターによる学校訪問や、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を通じ、学校教育において創造活動の機会や知財教育を充実する。	文部科学省
18	発表の機会の確保(短期)	ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。	経済産業省 文部科学省
19	二次創作の権利処理ルールの特典化(中期)	二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する。	文部科学省 経済産業省 総務省
20	ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期)	インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送に関し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。	文部科学省
21	ポップカルチャーのアーカイブ化及びそのネットワーク化の推進(短期・中期)	日本のポップカルチャーに関する様々なアーカイブのネットワーク化や、映像のアーカイブ化への支援を通じ、創造基盤を整備する。	文部科学省

22	NHKの放送番組資産の戦略的活用(中期)	NHKが制作した映像や音声のコンテンツの蓄積を国民の貴重な財産ととらえ、そのコンテンツの戦略的な活用を促進する。	総務省
23	新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期)	モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。	総務省
24	コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期)	デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用をはじめとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に策定する。	総務省
25	書籍の電子配信の促進(短期・中期)	書籍の電子配信を促進するに当たって、知の拡大再生産の確保に留意しつつ、非商業分野において国立国会図書館によるデジタル・アーカイブ化の促進や電子納本に向けた環境整備を図るとともに、商業分野において民間における標準規格の策定、権利処理ルールやビジネスモデル形成の取組を支援する。	総務省 文部科学省 経済産業省
26	放送番組の電子配信の促進(短期)	放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。	総務省
27	映画館のデジタル化・3D化の促進(短期)	映画館のデジタル化・3D化を支援する。	経済産業省
28	新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期)	電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。	経済産業省 総務省
29	プラットフォームの標準化(短期)	重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関し、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。	経済産業省 総務省
30	プラットフォーム競争の促進(中期)	重要分野(例えば書籍)に関し、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。	経済産業省 総務省
31	プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期)	プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。	経済産業省 総務省
32	著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)	デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。	文部科学省
33	二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化(中期)	二国間の関係省庁横断的な協議の場や著作権に関する協議の場を通じ、侵害発生国・地域の政府に対し、具体的なコンテンツ侵害状況を踏まえ、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛け、是正を実現する。	外務省 文部科学省 経済産業省 総務省
34	アクセスコントロール回避規制の強化(短期)	製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。 このため、法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。	文部科学省 経済産業省 財務省

35	プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期)	プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。	総務省
36	正規配信サービス展開の促進(中期)	インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。	経済産業省 総務省
37	著作権侵害防止技術の開発支援(短期)	民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。	経済産業省 総務省
38	著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期)	官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。	文部科学省 経済産業省 総務省
39	警察による取締り(短期)	警察による効果的な取締りを実施する。	警察庁
40	「コンテンツ特区」の創設(短期)	「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する国際的な場を創出する。	経済産業省 総務省 文部科学省
Ⅲ. 知的財産の産業横断的な強化策			
1	知的財産マネジメントの実践(中期)	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省
2	新たな出願支援策の創設(短期)	特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策(例:「特許パック料金制度」(特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度))やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。	経済産業省
3	特許関係料金減免制度の拡充(短期)	特許関係料金の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。	経済産業省
4	外国出願支援の拡充(短期)	外国出願費用の助成制度を拡充する。	経済産業省
5	ワンストップ相談窓口の整備(短期・中期)	事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成する。	経済産業省 農林水産省
6	ベンチャー・中小企業支援体制の整備(中期)	ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。	経済産業省
7	知的財産戦略の普及啓発(短期)	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省
8	営業秘密管理の浸透(短期)	営業秘密管理指針を普及させる。	経済産業省
9	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省

10	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。	文部科学省 経済産業省
11	既存の研究拠点の運用面の改革(中期)	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。	文部科学省 経済産業省
12	産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築(短期)	知の共創に際し、産学官の緊密な対話を通してイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手する。	文部科学省
13	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(中期)	既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の質的強化により産学連携機能を強化する。	文部科学省 経済産業省
14	知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保(短期)	研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。	文部科学省
15	大学における普及啓発(短期)	大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討や営業秘密管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。	文部科学省 経済産業省
16	外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期)	外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。	内閣府 文部科学省 経済産業省
17	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期)	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
18	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)	経済産業省
19	実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府 文部科学省 経済産業省
20	知財活用を促進する制度整備(短期)	特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省
21	営業秘密の保護強化(短期)	裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。	経済産業省 法務省
22	権利の安定性の向上(短期)	権利の安定性を向上させる観点から、確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しや、特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方についての整理を行う。	経済産業省

23	職務発明制度の運用 (中期)	制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。	経済産業省
24	特許明細書の記載要件の検討(短期)	技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講じる。	経済産業省
25	特許審査の迅速化 (中期)	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省
26	特許審査ワークショップ の拡大 (中期)	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークショップの質を向上し、量を拡大する。	経済産業省
27	特許法条約加盟に向けた制度整備 (短期)	各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間徒過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。	経済産業省
28	実体特許法条約の議論の推進(中期)	特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。	経済産業省 外務省
29	植物品種保護制度の 共通基盤整備(中期)	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。	農林水産省
30	途上国の知的財産環境整備(中期)	途上国、新興国の知的財産人材育成支援を強化しつつ、我が国による研修の経験者とのネットワークを構築する。	経済産業省
31	ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期)	2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。	外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省
32	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化 (短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省 文部科学省 経済産業省 農林水産省 警察庁 総務省 財務省